

佐賀県グラウンド・ゴルフ協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、佐賀県グラウンド・ゴルフ協会（英文ではSAGA GROUND GOLF ASSOCIATION。以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を佐賀県鳥栖市宿町1118番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、グラウンド・ゴルフの普及振興を図り、県民の心身の健全な発達と生涯スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) グラウンド・ゴルフの普及及び振興に関すること。
- (2) グラウンド・ゴルフの指導員の養成及び資格認定に関すること。
- (3) グラウンド・ゴルフの大会等の開催に関すること。
- (4) グラウンド・ゴルフの大会等に選手を派遣すること。
- (5) 他のスポーツ団体と親睦を図ること。
- (6) その他協会の目的を達成するために必要な事項。

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 協会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 協会の事業を援助する個人又は団体
- (3) 名誉会員 協会に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

(入会)

第6条 協会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会費)

第7条 会費の額並びにこれらの納入に関する事項については、会長が別に定める規則によるものとする

(資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 死亡した者又は会員である団体が消滅したとき

(2) 除名されたとき

(退 会)

第9条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議を経て会長がこれを除名することができる。

(1) 協会の規約又は規則に違反したとき

(2) 協会の名誉を著しく傷つけたとき

(3) 協会の目的に反する行為をしたとき

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第11条 協会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副 会 長 若干人

(3) 理 事 長 1人

(4) 理 事 若干人

(5) 監 事 2人

(6) 事務局長 1人

(7) 事務局次長 若干人

(役員を選任)

第12条 会長及び副会長は、理事会において選出し、総会で承認する。

2 理事長は、理事会において互選し、総会において承認する。

3 理事は、市町加盟団体から各1名及び各専門委員会から各委員長1名を選出する。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員職務)

第13条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、協会の会務を統括する。

4 理事は、市町加盟団体及び専門委員会を代表して理事会を構成し、会務を執行する。

5 事務局長及び事務局次長は、協会の事務を処理する。

(監事の職務)

第14条 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 協会の会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 会計及び業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行うものとする。

(役員解任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において構成員現在数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき

(事務局職員)

第 17 条 協会の事務を処理するため、必要な職員を置くことができる。

2 職員は、会長が任免する。

第 5 章 会 議

(会 議)

第 18 条 協会の会議は、総会及び理事会とする。

(役員総会)

第 19 条 総会は、協会の議決機関で毎年 1 回以上会長がこれを招集し、その議長となる。

2 総会は、会長、副会長、理事長、理事、専門委員会委員及び監事で構成し、次の事項を議決する。

(1) 年度事業計画の審議並びに議決

(2) 予算の議決及び決算の承認

(3) 役員の任免に関する承認と決定

(4) 規約及び規則の改廃に関すること

(5) その他重要事項

(理事会)

第 20 条 理事会は、理事長、理事及び専門委員会委員長で構成し、理事長が議長となる。

2 理事会は、必要のつど理事長が招集する。

3 理事会は、協会の事業に関し、原案の企画立案を行い、かつ、緊急事項を処理する。

(議 決)

第 21 条 会議は、すべて構成員の 2 分の 1 以上で成立し、その過半数で議決する。

第 6 章 専門委員会

(専門委員会)

第 22 条 協会は、事業遂行上特に専門的処理を必要とする場合、総会の議決を経て、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の名称、事務及び組織は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

- 第23条 協会に名誉会長1人並びに顧問及び参与各若干人を置くことができる。
- 2 名誉会長、顧問及び参与は、協会に功労のあった者のうちから、総会の推薦により会長が委嘱する。
 - 3 名誉会長及び顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
 - 4 参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べることができる。

第8章 資産及び会計

(経費の支弁)

- 第24条 協会の事業遂行に要する経費は、次の各号に掲げる資産をもって支弁する。
- (1) 会費
 - (2) 事業に伴う収入
 - (3) 寄付金品
 - (4) その他の収入

(収支決算及び会計年度)

- 第25条 協会の収支決算は、会長が作成し、事業報告書及び決算報告書とともに監事の意見を付し、総会の承認を受けなければならない。
- 2 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

- 1 この規約は、平成3年5月25日から施行する。
- 2 協会の設立当初の役員は、第12条の規定にかかわらず別表のとおりとし、この任期は、第15条の規定にかかわらず平成5年3月31日までとする。
- 3 協会の設立当初年度の会計年度は、第25条第2項の規定にかかわらず、設立当初の日から平成4年3月31日までとする。
- 4 この規約は、平成7年4月1日から施行する。
- 5 この規約は、平成17年4月1日から施行する。
- 6 この規約は、平成19年4月1日から施行する。